

2024年度シンガポール予算案 税制改正の概要

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

シンガポール事務所

ビジネス展開課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所が現地会計事務所 SCS Global Consulting(S) Pte Ltdに作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびSCS Global Consulting(S) Pte Ltdが係わる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係わる問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail：SPR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 予算案の概要	1
II. 法人税.....	1
1. 法人税の税率と税額控除	1
2. 返金可能な投資クレジット（Refundable Investment Credit、以下「RIC」）の導入	2
3. 建物附属設備の適用範囲の拡充と加速償却の強化	2
4. 所得合算ルールと国内トップアップ税の導入	3
III. 優遇税制	3
1. ファンド優遇税制措置の延長と改定	3
2. 海運業者の代替課税制度の導入	4
3. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する優遇税制（Finance And Treasury Centre Incentive、以下「FTC」）の税率の見直し	4
4. 航空機リース・スキーム（Aircraft Leasing Scheme、以下「ALS」）の優遇税制の税率の見直し	4
5. 開発・拡張インセンティブ（Development & Expansion Incentive、以下「DEI」）の優遇税制の税率の見直し	5
6. 知的財産開発インセンティブ（IP Development Incentive、以下「IDI」）の優遇税制の税率の見直し	5
7. グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme、以下「GTP」）の優遇税制の税率の見直し	5
IV. 個人所得税.....	6
1. 税額控除.....	6
2. 扶養家族に係る所得控除の適用範囲の拡大	6
3. 研修費用に係る所得控除の廃止	6
4. 作家・作曲家等のロイヤリティ所得に対する優遇措置の段階的な廃止	6
V. Goods and Services Tax (GST)	7
VI. 固定資産税.....	7
VII. その他.....	7
1. 累進給与補助金制度（Progressive Wage Credit Scheme、以下「PWCS」）の拡充	7
2. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund、以下「CPF」）拠出率の引き上げ および雇用者の負担軽減策	8
3. 最低月額給与（Local Qualifying Salary、以下「LQS」）の引き上げ	9
4. 海外人道支援に係る適格寄附金控除制度の試験的導入（Overseas Humanitarian Assistance Tax Deduction Scheme、以下「OHAS」）	10

2024 年度シンガポール予算案（税制改正）の概要

I. 予算案の概要

2024 年 2 月 16 日、ローレンス・ウォン副首相兼財務相により、2024 年度（2024 年 4 月～2025 年 3 月）予算案が発表された。法人所得税について、対応が注目されていた「税源浸食と利益移転 (BEPS 2.0)」の中の第 2 の柱のうち、所得合算ルール (Income Inclusion Rule; IIR) と国内トップアップ税 (Domestic Top-up Tax; DTT) を 2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より適用開始することが発表された。それに伴い、優遇税制の税率の見直しや返金可能な投資クレジット (Refundable Investment Credit; RIC) の導入が発表された。なお、一定規模以上の取引のある市場に超過利益を配分しようとする BEPS 2.0 の第 1 の柱や、第 2 の柱のうちの一つである軽減税課税所得ルール (Undertaxed Profit Rule; UTPR) の導入は見送られた。

一方、昨今の物価上昇の軽減を目的とし、法人所得税では、2,000 シンガポール・ドル（以下、S ドル）以上の現金支給 (CIT Rebate Cash Grant)、さらに 4 万 S ドルを上限とした 50% の税額控除、個人所得税でも、200S ドルを上限として 50% の税額控除が付与される。また、生活費や不動産価格の上昇を考慮し、扶養控除等の対象者の所得制限が 4,000S ドルから 8,000S ドルに引き上げられた。また、所有者が居住する不動産に係る固定資産税も改定されている。

法人税率、個人所得税税率、源泉税率に変更はなく、引続き投資先としての魅力を高め、国際競争力を強化するための支援策が含まれている。

税務当局 (Inland Revenue Authority of Singapore; IRAS) :

2024 年度予算案、税制改正の概要「[Budget 2024: Tax Changes and Enterprise Disbursements](#)」

II. 法人税

1. 法人税の税率と税額控除

2024 賦課年度において、2023 年 1～12 月の間に少なくとも 1 人のシンガポール人または永住権保有者（現地従業員）を雇用していたことが、中央積立基金 (CPF) の拠出状況で確認できた企業に対しては、CIT Rebate Cash Grant というかたちで 2,000S ドル以上の現金支給が 2024 年 9 月 30 日までに行われる予定である。なお、現地従業員のカウントには、会社の取締役兼株主は含まれない。

CIT Rebate Cash Grant に加えて、2024 賦課年度は、法人税額の 4 万 S ドル（ただし、CIT Rebate Cash Grant を受給する場合は 4 万 S ドルから受給金額を控除した金額）を上限とした 50% の税額控除が付与される。

なお、法人税率は 17% から変更はなく、免税枠については、2020 賦課年度より最初の 1 万 S ドルは 75%、次の 19 万 S ドルは 50% が適用されている。

IRAS: 「[Corporate Income Tax Rate, Rebates & Tax Exemption Schemes](#)」

2. 返金可能な投資クレジット（Refundable Investment Credit、以下「RIC」）の導入

RIC は、主要な経済分野や新たな成長分野において、シンガポールに実質的な経済活動をもたらす大規模な投資を行う企業を奨励するもので、Economic Development Board (EDB) と Enterprise Singapore (EnterpriseSG) の承認に基づいて行われる。

企業は適格支出の最大 50% までの支援を受けることができ、RIC として利用できる金額はプロジェクトの種類、費用の性質など、経済的影響を考慮して EDB と EnterpriseSG によって決定される。

承認期間は最長 10 年で、RIC は法人所得税額と相殺される。なお、利用できなかった RIC は、条件を満たしてから 4 年以内に還付される。

詳細は、EDB と Enterprise SG より 2024 年 9 月 30 日までに公表予定である。

IRAS: 「[Refundable Investment Credit \(RIC\)](#)」

3. 建物附属設備の適用範囲の拡充と加速償却の強化

事業目的で適格内装工事費用を支出した場合、当該支出が発生した基準年度以降の連続する 3 賦課年度において損金算入することが認められており、2024 賦課年度（2023 会計年度）のみ、1 賦課年度での損金算入が認められていた。

改正後、適格支出の上限 30 万 S ドルを計算する年度を 2025～2027 賦課年度の 3 年間に固定することが決定された。適格支出は、内装工事費用や建物附属設備だけでなく、デザイナーおよび専門家に対して支払う報酬も適用対象となり、2025 賦課年度以降、1 賦課年度での損金算入が継続的に認められることになった。

IRAS: 「[Tax Treatment of Business Expenses](#)」

4. 所得合算ルールと国内トップアップ税の導入

BEPS2.0 の第 2 の柱については、2023 年度予算案において、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度からの導入を検討中であると発表されていた。シンガポール政府は 2024 年度予算案で、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から所得合算ルールと国内トップアップ税を導入することを改めて表明した。

OECD の GloBE ルールに基づき、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度より前の過去 4 会計期間のうち少なくとも 2 会計期間の年間グループ売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上の多国籍企業グループに対して、適用される予定である。

簡潔にいうと、所得合算ルールは、シンガポール国外で事業を営むグループ会社が最低税率である 15% を下回る実効税率しか負担していない場合、多国籍企業であるシンガポールの親会社が、グループ会社の実効税率が 15% に至るまでの差額分の税金を負担する仕組みである。一方、国内トップアップ税は、多国籍企業グループに属しているシンガポール法人の税金の実効税率が 15% を下回っている場合、最低税率である 15% までシンガポール法人に税金を課す仕組みとなっている。

なお、グローバルでの連結売上高が 20 億ユーロ超で売上高税引前利益比率が 10% を超える多国籍企業について、10% の基準値を超えた利益のうち 25% に対して、物理的な拠点の有無にかかわらず財サービスの消費地において課税を行うとする第 1 の柱や、親会社が軽減税国に所在する場合に、子会社等の所在する国において最低税率まで課税とする軽減課税所得ルールについての導入は見送られた。

Ⅲ. 優遇税制

1. ファンド優遇税制措置の延長と改定

ファミリーオフィスで使われる国外ファンドや国内ファンドの国外居住者に支払う利息の源泉税、投資ファンドに係る GST、適格投資活動から発生する所得の免税措置スキーム（セクション 13D、13O および 13U）について、2024 年 12 月 31 日に失効する予定であった。

2024 年度予算案では、シンガポールの資産管理のビジネスのさらなる発展を目指すため、2029 年 12 月 31 日まで当該スキームの延長と 2025 年 1 月 1 日から下記の点の改正が提案された。

- a) セクション 13O の適用にあたり、シンガポールで登記されたリミテッド・パートナーシップも対象に加える。
- b) セクション 13D、13O および 13U の要件が改訂される。

詳細は、MAS より 2024 年 9 月 30 日までに公表予定である。

2. 海運業者の代替課税制度の導入

認定海運業者 (Maritime Sector Incentive Registry of Ship; MSI-SRS)、認定国際海運業者 (Maritime Sector Incentive – Approved International Shipping Enterprise; MSI-AIS) および海運関連リース業者 (Maritime Sector Incentive – Maritime Leasing; MSI-ML) は、認定を受けた事業から生じた所得について免税となっていた。

海運事業体に対する税制を国際的実務慣行と整合させるため、2024 賦課年度以降、海運事業の適格所得を船舶の純トン数に応じて課税する代替課税方式が適用される。代替課税方式は、すべての船舶が対象となる。代替的課税方式の適用を受けない事業体には、現行税制が引き続き適用される。

詳細は、Maritime and Port Authority of Singapore (MAP) から 2024 年 9 月 30 日までに公表予定である。

3. 認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する優遇税制 (Finance And Treasury Centre Incentive、以下「FTC」) の税率の見直し

シンガポールに拠点を持ち域内の関係会社に財務・資金調達のサービスを提供する会社は、認定されると適格事業から生じた所得に対して、5 年間を上限として、8%の軽減税率が認められていた。

定期的な優遇税制制度の見直しの一環として、適格事業から生じた所得に対して、新たに 2024 年 2 月 17 日より、10%の税率が適用される区分を設ける。

詳細は、EDB から 2024 年 6 月 30 日までに公表予定である。

4. 航空機リーシング・スキーム (Aircraft Leasing Scheme、以下「ALS」) の優遇税制の税率の見直し

シンガポールにて航空機のリース事業に携わる会社、投資ファンド、信託会社は、本制度の申請資格を持ち、認定されると 5 年間を上限として、特定のリース所得に対する法人税に 8%の軽減税率が認められていた。

定期的な優遇税制制度の見直しの一環として、シンガポールにて航空機のリース事業に携わるリース事業者と航空機投資管理会社は、航空機会社に限らず航空機などの貸し手から得られた所得について、新たに 2024 年 2 月 17 日より、10%の軽減税率が適用される区分を設ける。

詳細は、EDB から 2024 年 6 月 30 日までに公表予定である。

5. 開発・拡張インセンティブ（Development & Expansion Incentive、以下「DEI」）の優遇税制の税率の見直し

新規プロジェクトを実施するか、シンガポールにおける事業の拡張または増強を行うことにより、DEI の認定を受けた企業は、認定されると 5 年間の上限として、適格活動に対して 5%または 10%の軽減税率が認められていた。

定期的な優遇税制制度の見直しの一環として、2024 年 2 月 17 日より、適格活動に対して 15%の軽減税率が適用される区分を設ける。

詳細は、EDB から 2024 年 6 月 30 日までに公表予定である。

6. 知的財産開発インセンティブ（IP Development Incentive、以下「IDI」）の優遇税制の税率の見直し

知的財産開発インセンティブは、研究開発（R&D）活動から生じる知的財産権の使用および商業化の促進を目的として、EDB の認定を受けた研究開発で獲得した無形資産から適格所得に対して 5%または 10%の軽減税率が認められていた。

定期的な優遇税制制度の見直しの一環として、2024 年 2 月 17 日より、適格活動に対して 15%の軽減税率が適用される区分を設ける。

詳細は、EDB から 2024 年 6 月 30 日までに公表予定である。

7. グローバル・トレーダー・プログラム（Global Trader Programme、以下「GTP」）の優遇税制の税率の見直し

石油製品、石油化学製品、農産物、金属、電子部品、建築資材、消費財、適格デリバティブなどの国際貿易に携わる会社で、シンガポールをオフショア貿易活動の拠点として位置付け、経営管理、投資・市場開拓、財務管理、物流管理の機能を有する会社で、認定されると特定商品のオフショア貿易からの利益に対する法人税に、5%または 10%の軽減税率が適用されていた。

定期的な優遇税制制度の見直しの一環として、2024 年 2 月 17 日より、適格活動に対して 15%の軽減税率が適用される区分を設ける。

詳細は、EDB から 2024 年 6 月 30 日までに公表予定である。

IV. 個人所得税

1. 税額控除

物価高騰の影響軽減を目的として、200S ドルを上限として、2024 賦課年度の個人所得税に対して 50% の税額控除を適用することが提案された。

2. 扶養家族に係る所得控除の適用範囲の拡大

現行ルールでは、一定の要件を充たした場合、子供、配偶者、両親、祖父母などの年間所得が 4,000 S ドル以下の場合、扶養家族に係る所得控除が認められている。扶養家族がいる多くの納税者がこれらの軽減措置を享受できるようにし、扶養される家族が一定の所得を得られるようにするために、2025 賦課年度から、年間所得要件を 4,000 S ドルから 8,000 S ドルに引き上げることが提案された。

3. 研修費用に係る所得控除の廃止

税務上の居住者は、以下のいずれかに該当する研修やセミナーに参加して支出した費用について、1 賦課年度につき 5,500 S ドルを上限として、所得控除が認められている。

- a) 個人の現在または将来の事業、職業、または職務に関連している。
- b) 認定された学術的、専門的、職業的資格の取得が目的である。

特定の対象者向けの生涯学習と技能向上を支援する補助金が政府により導入されていることから、研修費用に係る所得控除は、2026 賦課年度から廃止されることが提案された。

4. 作家・作曲家等のロイヤリティ所得に対する優遇措置の段階的な廃止

作家・作曲家などまたはこれらの個人が 100%所有する会社が得たロイヤリティ所得は、以下のいずれか低い金額に対して課税されている。

- a) ロイヤリティ所得総額から控除が認められる費用および税務上の減価償却費を控除後の純額
- b) ロイヤリティ所得総額の 10%

上述の現行ルールは、2026 賦課年度まで継続され、2027 および 2028 賦課年度は、以下のいずれか低い金額に対して課税され、2029 賦課年度以降は、ロイヤリティ所得総額から損金算入が認められた費用および税務上の減価償却費を控除後の純額に対して課税されることが提案された。

- a) ロイヤリティ所得総額から控除が認められる費用および税務上の減価償却費を控除後の純額
- b) ロイヤリティ所得総額に特定税率（2027 賦課年度は 40%、2028 賦課年度は 70%）を乗じた金額

V. Goods and Services Tax (GST)

2024 年予算案では、GST に関する発表はなかった。

VI. 固定資産税

直近 2 年間の不動産価格の急騰を鑑み、所有者自身が居住する不動産の固定資産税について、2025 年 1 月 1 日より累進課税の税率に対する年次評価額は、以下表のとおり改定されることが提案された。

税率	年次評価額	
	2024 年 1 月 1 日 ~ 2024 年 12 月 31 日	(予算案での提案) 2025 年 1 月 1 日 以降
0%	最初の 8,000 S ドル	最初の 12,000 S ドル
4%	次の 22,000 S ドル (30,000 S ドルまで)	次の 28,000 S ドル (40,000 S ドルまで)
6%	次の 10,000 S ドル (40,000 S ドルまで)	次の 10,000 S ドル (50,000 S ドルまで)
10%	次の 15,000 S ドル (55,000 S ドルまで)	次の 25,000 S ドル (75,000 S ドルまで)
14%	次の 15,000 S ドル (70,000 S ドルまで)	次の 10,000 S ドル (85,000 S ドルまで)
20%	次の 15,000 S ドル (85,000 S ドルまで)	次の 15,000 S ドル (100,000 S ドルまで)
26%	次の 15,000 S ドル (100,000 S ドルまで)	次の 40,000 S ドル (140,000 S ドルまで)
32%	100,000 S ドル超	140,000 S ドル超

IRAS : 「[Property Tax Rates for Owner Occupied Residential Properties](#)」

VII. その他

1. 累進給与補助金制度（Progressive Wage Credit Scheme、以下「PWCS」）の拡充

PWCS は、低所得労働者と対象とした累進賃金の導入に向けた移行の支援を目的として、2022 年の予算案で導入された。2022～2026 年における現地従業員の昇給の一部を政府が負担する制度で、概要は以下のとおりである。

- a) 月給 2,500 S ドル以下の現地従業員については、2022～2026 年の 5 年間における給与引き上げに対して、補助金が支給される。

- b) 月給 2,500 S ドル超、3,000 S ドル以下の現地従業員については、2022～2024 年の 3 年間ににおける給与の引き上げに対して、補助金が支給される。
- c) 各対象年度の現地従業員 1 人あたりの平均月給昇給額が 100 S ドル以上の場合、PWCS 支給の対象となる。
- d) 政府は、各対象年度の昇給に対して、2 年間補助金を支給する。例えば、2023 年の昇給が、2024 年も維持された場合には、2023 年と 2024 年の 2 年間、補助金を支給する。
- e) 2024 年から、昇給後の平均月給が 4,000 S ドルを超える現地従業員には PWCS は適用されない。

2024 年度予算案で、2024 年度に政府が負担する給与の割合について、以下のとおり拡充することが公表された。

- i) 月給 2,500 S ドル以下の場合、昇給額の 30%から 50%に引き上げる。
- ii) 月給 2,500 S ドル超 3,000 S ドル以下の場合、昇給額の 15%から 30%に引き上げる。
- iii) 2025 年と 2026 年の PWCS 対象者の給与上限額を 2,500 S ドルから 3,000 S ドルに引き上げる。

政府が負担する給与の割合

対象年度	補助金支給時期	月給 2,500 S ドル以下	月給 2,500 S ドル超、 3,000 S ドル以下
2022	2023 年 Q1	75%	45%
2023	2024 年 Q1	75%	45%
2024	2025 年 Q1	50% (+20%)	30% (+15%)
2025	2026 年 Q1	30%	
2026	2027 年 Q1	15%	

PWCS は申請手続き不要で、支給額は CPF 拠出情報をもとに計算される。電子的に銀行口座に振り込まれるため、対象企業は、IRAS への GIRO 登録、または PayNow Corporate の登録が必要である。

IRAS : 「[Progressive Wage Credit Scheme](#)」

2. シニア就労者の中央積立基金（Central Provident Fund、以下「CPF」）拠出率の引き上げおよび雇用者の負担軽減策

CPF はシンガポール人およびシンガポール永住権保持者の従業員を対象とした制度で、雇用者および従業員は、給与に対して一定の割合で CPF を拠出することになっている。

2019 年に、55～70 歳の CPF 拠出率については、2030 年までに段階的に引き上げられる予定であることが発表され、2022 年 1 月と 2023 年 1 月に引き上げが実施された。2024 年予算案で、2025 年 1 月 1 日より、55 歳超～65 歳の従業員を対象として、以下表のとおり、CPF 拠出率を引き上げることが公表された。

従業員の年齢	CPF 総拠出率（雇用者と従業員の拠出率の合計）			
	2016 年～ 2021 年	2024 年 1 月時点	2025 年 1 月以降 (予算案での提案)	2030 年まで
55 歳以下	37.0%	変更なし		
55 歳超～60 歳	26.0%	31.0%	32.5%(注)	37.0%
60 歳超～65 歳	16.5%	22.0%	23.5%(注)	26.0%
65 歳超～70 歳	12.5%	16.5%	変更なし	
70 歳超	12.5%	変更なし		

（注）CPF 拠出率の増加分は、雇用者 0.5%、従業員 1%となる。

企業の負担を軽減する目的で、2025 年 1～12 月の 1 年間について、雇用者の CPF 拠出率の増加分の 50%相当額は、政府が負担する。

CPF : [「What are the changes to CPF contribution rates from 1 January 2025」](#)

3. 最低月額給与（Local Qualifying Salary、以下「LQS」）の引き上げ

段階的に低所得労働者の所得を引き上げる政府政策の一環として、外国人労働者を雇用している企業は、現地従業員に対して、少なくとも LQS を支払うことが求められている。LQS を支払った現地従業員の人数は、外国人労働者の雇用に必要な就労許可証（S パスや Work Permit）の発給枠（Quota）の判定基準として使用されている。

LQS は、引き続き低所得労働者の生活水準を改善し、外国人労働者数を管理する目的で、賃金成長と連動するように定期的に見直されている。

2024 年 7 月 1 日から、LQS は 1,400S ドルから 1,600S ドルに引き上げられることが公表された。

- i) フルタイム勤務の現地従業員の最低月額給与：1,600S ドル
- ii) パート勤務の現地従業員の最低時給：10.5 S ドル

最低時給ならびに外国人労働者の就労許可証の発給枠（Quota）の計算については、新 LQS に基づき、以下のとおり改定される。

- i) 月額給与 1,600 S ドル以上の現地従業員 1 人につき、1 人として計算
- ii) 月額給与 800 S ドル以上 1,600 S ドル未満の現地従業員 1 人につき、0.5 人として計算

4. 海外人道支援に係る適格寄附金控除制度の試験的導入（Overseas Humanitarian Assistance Tax Deduction Scheme、以下「OHAS」）

2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日の 4 年間を適用期間として、海外人道支援に係る適格寄附金控除制度（OHAS）が試験的に導入されることが公表された。

個人または法人は、海外人道支援に係る特定の慈善団体に対して現金により適格寄附金を拠出する場合、適格寄附金の 100%相当額の控除が認められる。本制度の適用を受けるには、以下の二つの条件を満たす必要がある。

- (1) 寄附は特定の慈善団体を通じて行われなければならない。特定の慈善団体は、慈善目的の一部として緊急人道支援を行い、ガバナンスの強化や不正な資金の流れに対する管理を行う必要がある。本制度の対象となる慈善団体には、管轄当局より参加招待の案内が届く予定である。特定の慈善団体のリストは 2025 年 1 月 1 日から公表予定である。
- (2) 寄附は、チャリティ委員会（Commissioner of Charities : COC）から許可を得た海外慈善目的の募金（Fund-Raising for Foreign Charitable Purposes : FRFCP）に対して行われなければならない。特定の慈善団体は、緊急人道支援のための募金を開始する前に、COC に申請し、FRFCP の許可を取得する必要がある。

OHAS では、寄附者の所得の 40%相当額が控除の上限となる。詳細は 2024 年 6 月 30 日までに IRAS から公表される予定である。